

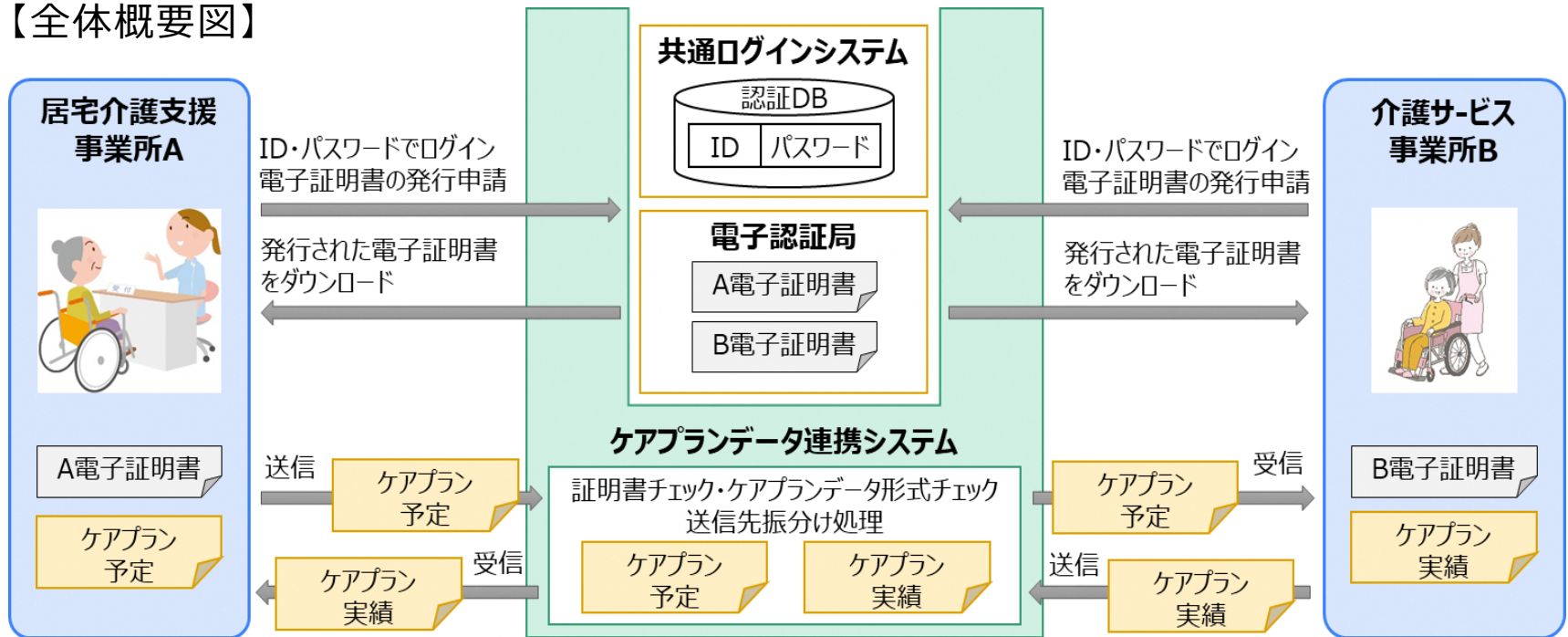
2. ケアプランデータ連携システムの概要と機能

(概要) 1. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「ケアプランデータ連携クライアント」と運用センターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成されます。

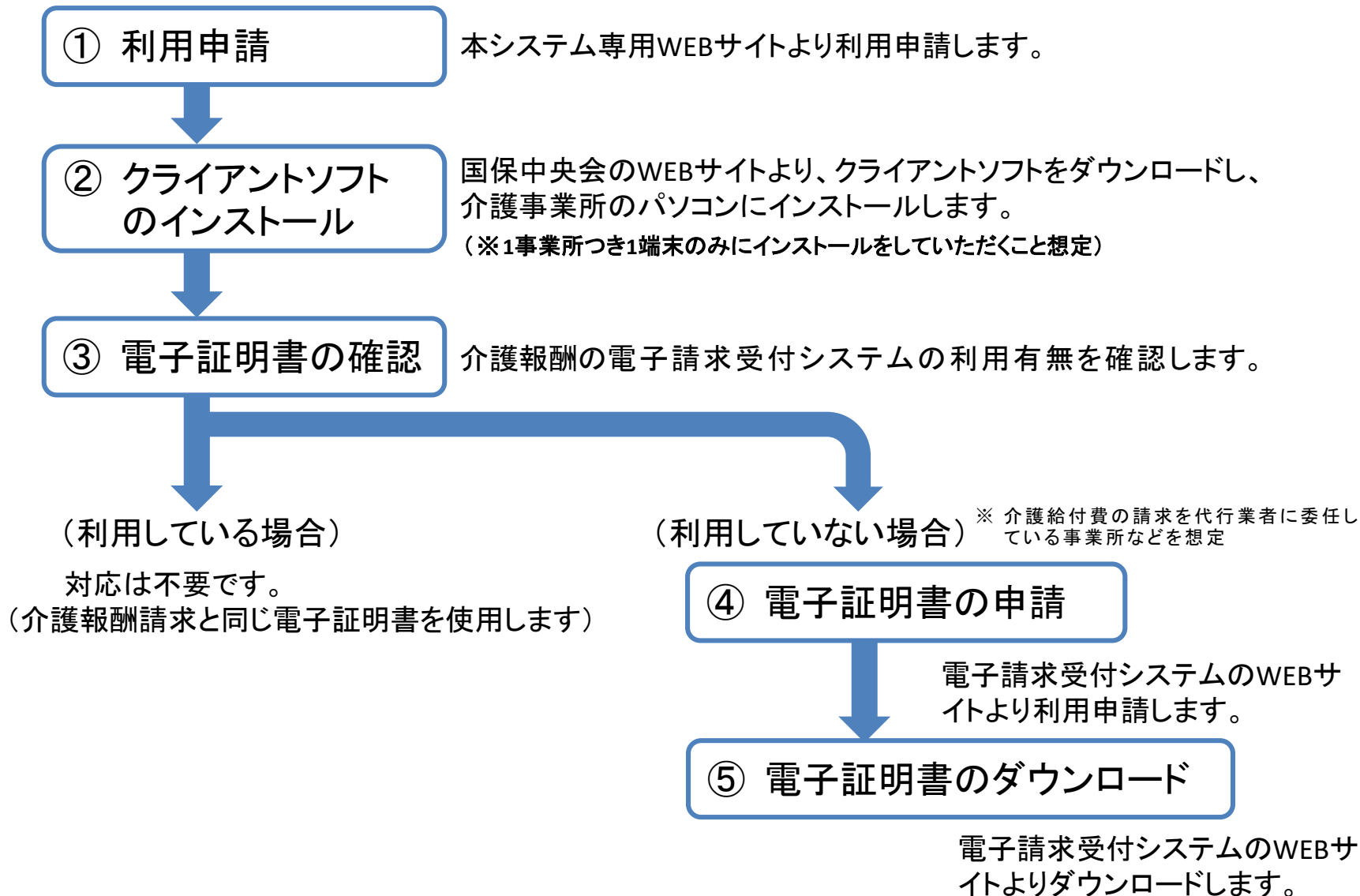
介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

【全体概要図】



- インターネット請求で実績のあるセキュアな通信方式を採用し、安心、安全を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

(概要) 2. 利用準備フロー



(概要)3. 利用準備に関するQ&A

Q ケアプランデータ連携システムの利用に必要な(事前に準備する)環境は？

A 必要な環境は、以下のものとなります。

- ・インターネットが使用できるパソコン(Windows10以降)
- ・厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト

Q 送信側の事業所が利用登録しても、受信側が利用登録をしていないと使えないのか？

A データのやり取りを行うためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。

Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？

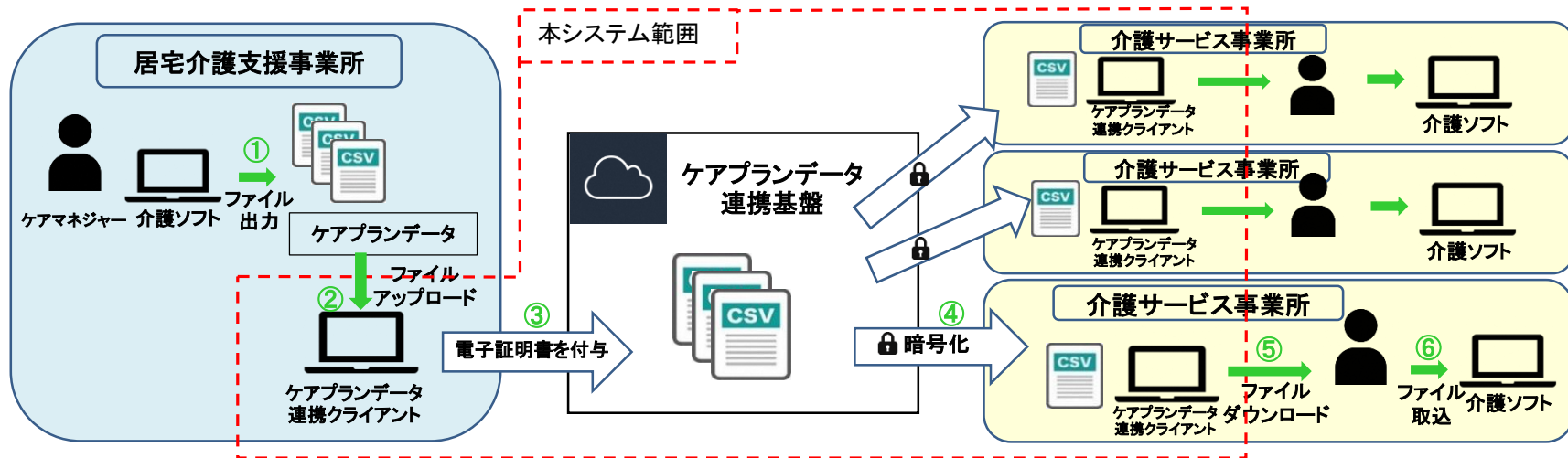
A 1事業所1端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。

Q ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は、現存の介護保険請求の電子証明書発行手数料と同額になるのか？

A 現存の介護保険請求の電子証明書をお持ちの場合には、そのままご利用いただき、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。また、現存の電子証明書をお持ちでない場合は、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行は必要ですが、発行手数料は無料となります。

(概要) 4. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(1/2)

【ケアプランデータ(予定)の連携 業務フロー図】



【居宅介護支援事業所】

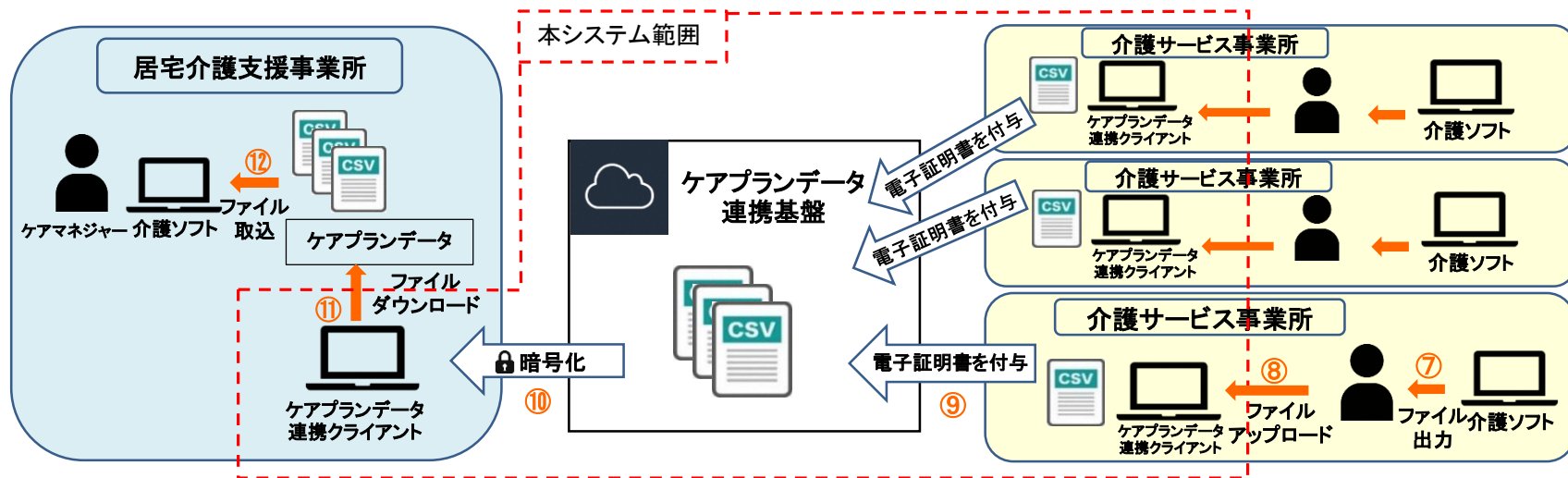
- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力(保存)します。
- ② 出力(保存)したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
(※出力したCSVファイル(1表,2表,6表,7表)の他、PDFファイル(3表等)のアップロードが可能です。)
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

(概要) 4. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(2/2)

【ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図】



【介護サービス事業所】

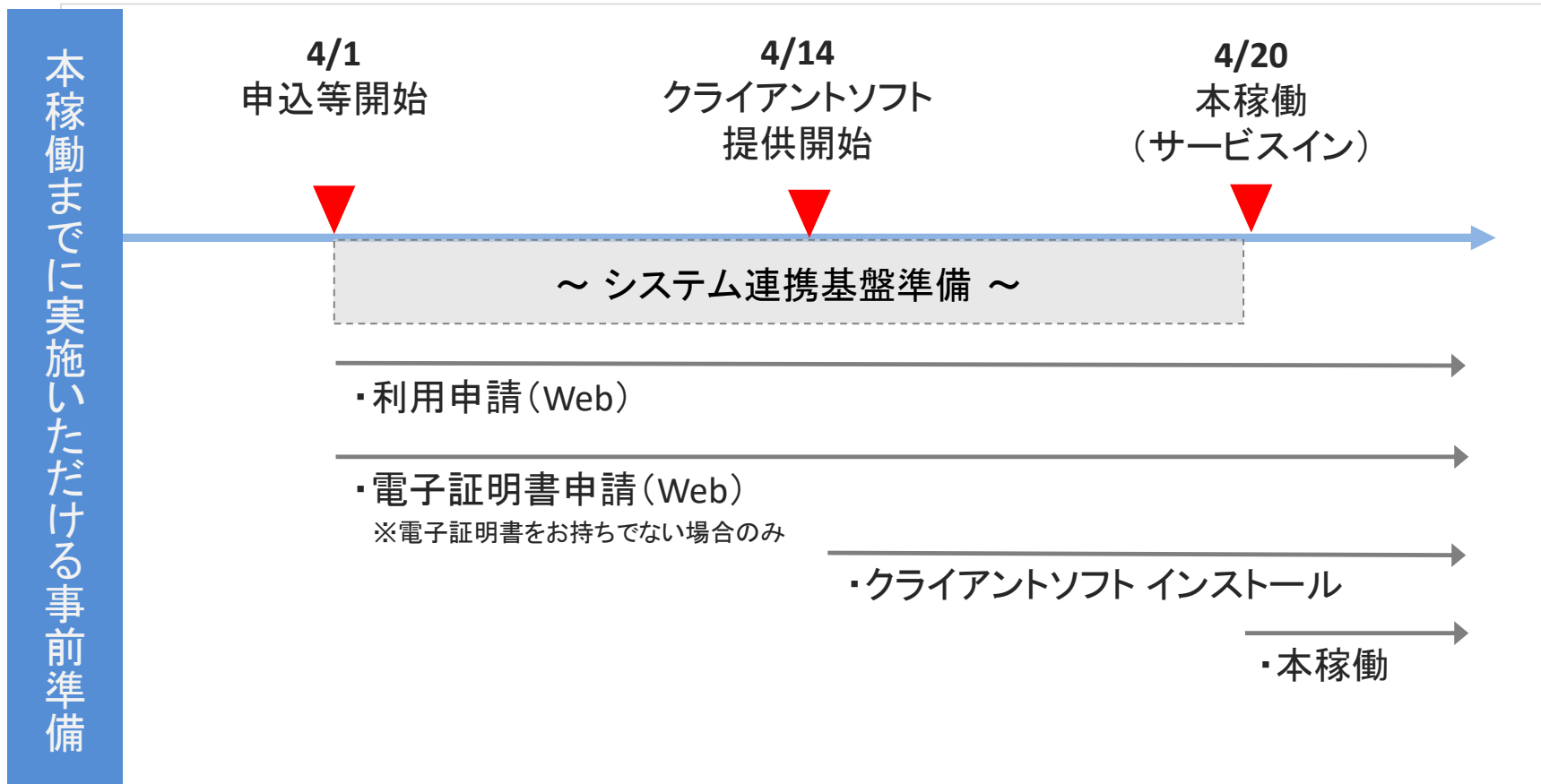
- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
- ⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

(概要)5. スケジュール

- ・令和5年4月1日から利用申請の受付を開始いたします。
- ・令和5年4月14日以降、クライアントソフトのインストールが可能となります。
- ・令和5年4月20日の稼働から、システム利用(送受信)できます。



(概要)6. 料金について

■ケアプランデータ連携システムの料金について

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(消費税込み)
- ・ライセンスの有効期間 1年間
- ・支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引となりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応いたします。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1事業所番号あたり21,000円が必要となります。

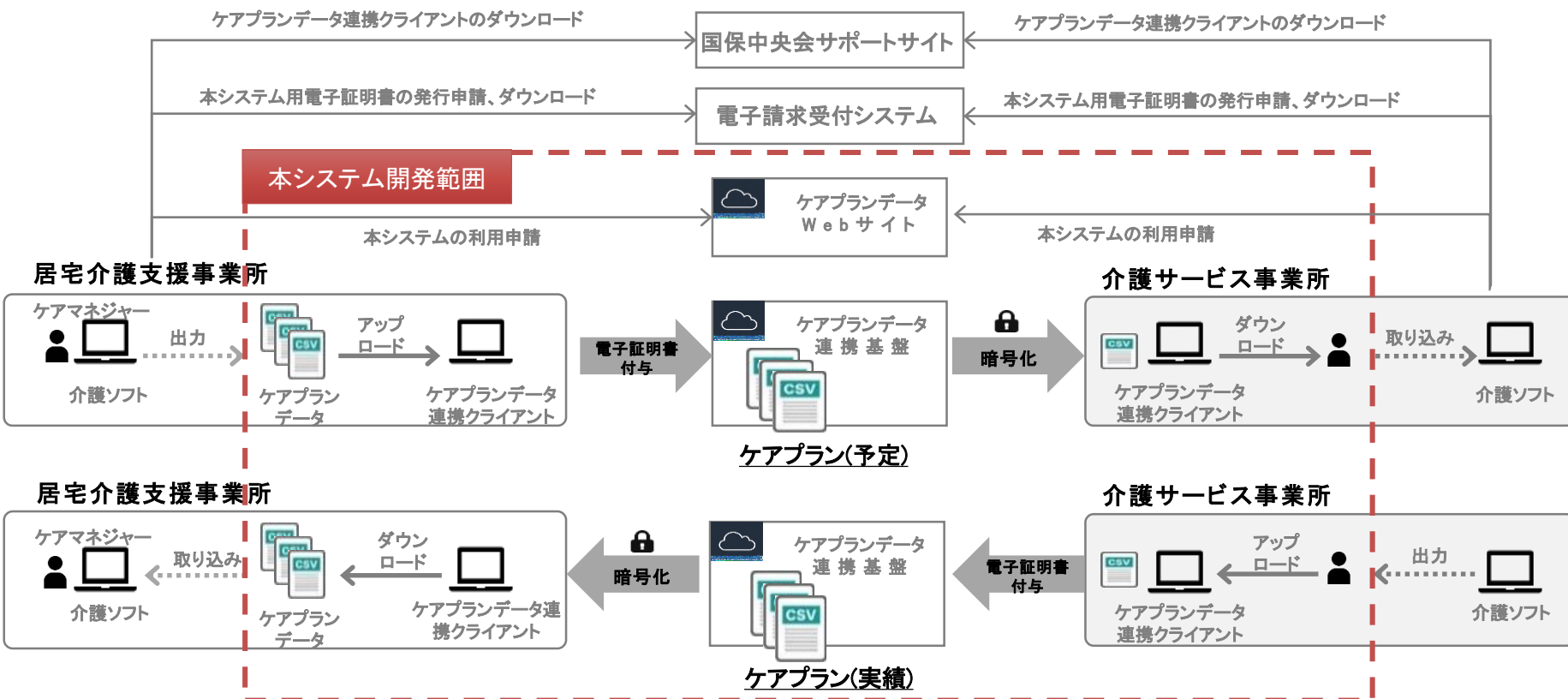
Q 複数年を利用する場合、例えば3年間利用する時の料金はどのようになるか？

A 利用期間については、1年間ごとの契約となります。

3年間ご利用いただく場合は、 $21,000円 \times 3 = 63,000円$ となります。

(機能) 1. ケアプランデータ連携システムの全体概要(案)

- ・ケアプランデータ連携システムは介護ソフトから出力したケアプランデータのCSVファイル等をケアプラン連携クライアントソフト間でやり取りを行うシステムとなります。
- ・標準仕様IFに則したケアプランデータであれば利用可能(※今後検証予定)



注意点

- ・連携されたCSVファイル等を介護ソフトに取り込む必要があります。
- ・本システムではケアプラン(予定)と(実績)の突合や修正は行うことはできません。

(機能)2. 利用状況に応じた画面操作イメージ

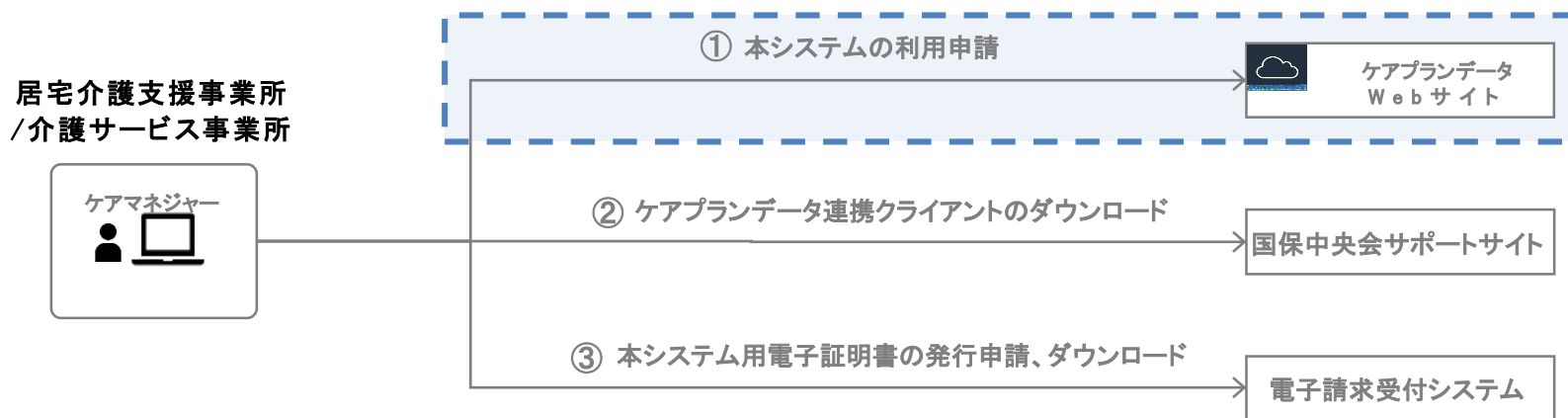
ケアプランデータ連携システムのユースケース

1. 利用を開始する場合
2. ケアプランデータを送信する場合
3. ケアプランデータを受信する場合

(機能) 2-1. 利用を開始する場合(1/3)

システムを利用するために必要な準備として以下の対応が必要になります。

- ① システムの利用規約等を一読のうえ、利用申請に同意する
- ② ケアプランデータ連携クライアントソフトをダウンロードし、PCにインストールする
(※お使いの介護ソフトがインストールされているPCへのインストールが可能である想定)
- ③ 電子証明書を発行申請し、インストールする
(※電子請求の電子証明書をお持ちではない場合のみ対応)



次ページにて説明

(機能)2-1. 利用を開始する場合(2/3)

ケアプランデータ連携システムの利用申請をするために、以下の操作を行います。

居宅介護支援事業所
/介護サービス事業所

ケアマネジャー



1

ご利用のPCから、ケアプランデータ連携システムのWebサイト
(<https://www.careplan-renkei.jp>※)にアクセスします。

※本稼働時に開設するため、説明会時点ではアクセスできません。

【ログインページ】

(Webサイト)

ケアプランデータ連携システム

ユーザID
ユーザIDを入力してください

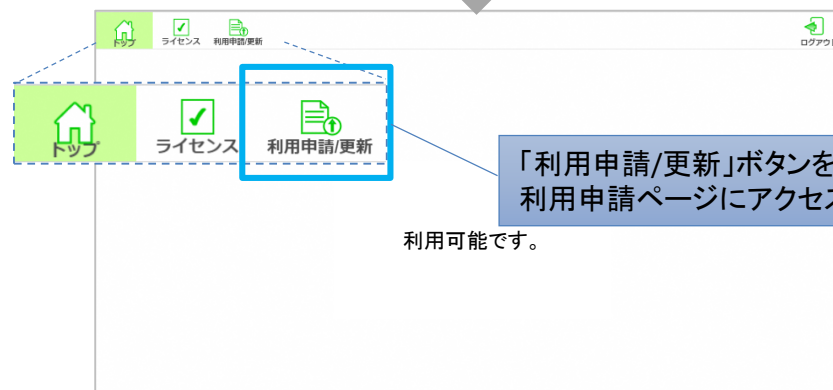
パスワード
パスワードを入力してください 表示

ログイン

2

電子請求受付システムにログインするためのユーザIDおよびパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックし、トップページにアクセスします。

【トップページ】



3

「利用申請/更新」ボタンをクリックし、利用申請ページにアクセスします。

利用可能です。

(機能)2-1. 利用を開始する場合(3/3)

(前ページからの続き)

【利用申請ページ】

ユーザID: KJXXXXXXXXXXXX

利用申請可能です。

申請

4

「申請」ボタンをクリックし、
利用規約同意ページにアクセスします。

【利用規約同意ページ】

利用規約

利用規約に同意しない

利用規約に同意する

5

利用規約等について、スクロールして最後まで読み、「利用規約に同意する」ボタンをクリックすることで、本システムのライセンスが付与され、利用することが可能になります。

(注意)ライセンス料の支払方法を、請求書送付による口座振り込みにしたい場合は、国保連合会に支払方法の変更の連絡が必要になります。

※利用規約に同意した後、ライセンス画面へアクセスすることで、ライセンスの有効期限、ライセンス料の支払い状況を確認することが可能です。